



® 平成 29 年 4 月 27 日 (木)

No. 14434 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)

—第1回—……………(1)

☆[春宵一刻] フランクリンと避雷針……………(11)

日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判) —第1回—

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、日中韓特許庁による「日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)」における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、考察を行うものである。今回は、「日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)」の経緯と概要(全体像)のほか、日中韓の無効審判制度の特徴点などについて説明を行う。

2. 日中韓の審判実務の比較研究の経緯

日本国特許庁(JPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、韓国特許庁(KIPO)は、2001年より日中韓特許庁長官会合を毎年、開催し、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行っている。

2009年3月、第8回日中韓特許庁長官会合において、特許審査協力のための枠組みとして、特許

特許業務法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長 弁理士 西川 恵 清

弁理士 坂口 武
弁理士 田中 康
弁理士 仲石 晴
弁理士 水尻 勝
弁理士 北出 英 敏

弁理士 竹尾 由 重
弁理士 木村 豊
弁理士 谷水 慎
弁理士 松永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com

審査専門家部会(Joint Experts Group of Patent Examination: JEGPE)を設置することが合意され、特許審査専門家部会において、「法令・審査基準の比較研究」及び「事例研究」を実施することが合意された。

この合意を受けて、日中韓特許庁では、「進歩性」、「新規性」、「記載要件」、「補正要件」について、「法令・審査基準の比較研究」及び「事例研究」を実施し、その結果を報告書として公表した。

日中韓の審査実務の比較研究の経緯

	法令・審査実務の 比較研究	事例研究
進歩性	2010年12月公表	2011年12月公表
新規性	2012年11月公表	2012年11月公表
記載要件	2013年11月公表	2015年4月公表
補正要件	2015年4月公表	2015年12月公表

これに対して、2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことが合意されたことを受け、日中韓審判専門家会合(Joint Experts Group of Trial and Appeal: JEGTA)が設置された。その後、2013年8月に、第1回日中韓審判専門家会合が開催され、審判実務の比較研究を行うことが合意された。

この合意を受けて、日中韓特許庁では、「拒絶査定不服審判」に関する比較研究が実施され、2014年にその結果が報告書として公表された。その後、2016年9月に開催された第4回日中韓審判専門家会合において、比較研究のテーマとして「特許無効審判」が採り上げられ、2016年12月、その結果が「日中韓における審判実務の比較研究(無効審判)」として公表されたところである。

3. 日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)の概要

日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)が実施された背景として、近年、企業の経済活動のグローバル化が進む中で、様々な国において企業が訴訟に巻き込まれるケースが増えてきている点が示されている。すなわち、特許侵害訴訟の対抗手段として、外国企業が様々な国で無効審判を利用する必要性が生じている。このため、日中韓の審判実務の比較研

究(無効審判)では、各国の法律面における単なる制度の比較にとどまらず、ユーザーの目線から見た、各国の無効審判制度の使いやすさや、運用上の相違に着目して、様々な特徴点を見出すことを目的としたことが示されている。

なお、日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)の全体像は、以下のとおりである。

第1章 ユーザーから見た各国の制度や運用についての特徴点と対比

1. 攻撃方法と防御方法の機会について
2. 書類提出方法について
3. 口頭審理に関する実務について
4. 審決の予告について

第2章 各庁の制度や運用についての対比表

第3章 各国の特許無効審判制度の概要

1. 日本
 - 1.1 審判部の構成
 - 1.2 特許無効審判制度の概要
 - 1.3 訂正の請求について
 - 1.4 口頭審理について
 - 1.5 特許無効審判から裁判への流れ
2. 中国
 - 2.1 審判部の構成
 - 2.2 無効宣告請求制度の概要
 - 2.3 無効宣告手続における専利書類の補正(訂正)について
 - 2.4 口頭審理について
 - 2.5 専利無効宣告請求から裁判までの流れ
3. 韓国
 - 3.1 審判部の構成
 - 3.2 特許無効審判制度の概要
 - 3.3 訂正の請求について
 - 3.4 口頭審理について
 - 3.5 特許無効審判から裁判への流れ

4. 日中韓の無効審判制度の特徴点

ここでは、日中韓の無効審判制度の特徴点について、「攻撃と防御の機会」、「書類提出方法」、「口頭審理に関する実務」、「審決の予告」の観点から紹介する。